

## 平成26年第19回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年10月10日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 安藏誠市  
同 委員 外松和子  
同 委員 長島良介  
同 教育長 河口浩

## 議 題

## 1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情

## 2 協議

- (1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕
- (2) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

## 3 報告

- (1) 教育長報告  
平成26年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について  
平成27年度学校用務業務民間委託について

教育委員会所管施設における Dengue 熱への対応について  
東京都石神井学園における特別支援学級の設置について  
平成 27 年度学校給食調理業務民間委託について  
平成 26 年度「練馬子ども議会」の開催結果について  
その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
区立学校の教育活動を妨害する書き込みへの対応について  
その他

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    11時56分

#### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之

#### 会議に欠席した者の職・氏名

こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長    吉 岡 直 子

#### 委員長

ただいまから平成 26 年第 19 回教育委員会定例会を開催する。  
本日は、傍聴の方がお二人お見えになっている。よろしく願います。

#### こども家庭部長

練馬子ども家庭支援センター所長は他の公務によって欠席させていただいているので、

よろしく願います。

委員長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は陳情9件、協議2件、教育長報告7件である。

(9) 平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情

委員長

初めに陳情案件である。平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情。この陳情については、本日新たに提出されたものである。事務局よりご説明を願います。

事務局

平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情。読み上げさせていただきます。

陳情者は記載のとおりである。

陳情の項目である。

1. 中学校における職場体験先に自衛隊を含まないでください。

以上である。

委員長

この陳情について、何か資料要求等があったら、おっしゃっていただきたいと思う。

外松委員

いつぐらいからどのぐらいの中学校でどこの自衛隊の職場体験をしているのか、その辺を情報として教えていただけたらと思う。

委員長

あわせて、内容的なものについても、簡単で構わないので、どのようなことをしているのかということも、加えさせていただきたいと思う。事務局は資料要求、それでよろしいか。

教育指導課長

区立中学校の職場体験先については、各学校で計画的に実施しているところである。中学校の職場体験先等の情報については、こちらのほうで情報を収集して把握し、報告させていただきたいと考えている。また、内容についても同様に報告をさせていただきたいと考えている。

以上である。

委員長

自衛隊での体験ということに限ってよろしいか、外松委員。

外松委員

細かくなくてよいので、ほかに区内の中学校ではどのような職場体験先があるか、項目だけで結構なので、それがわかるとよりよいと思う。

委員長

では、よろしくお願ひしたいと思う。教育指導課長、何かあるか。

教育指導課長

職場体験については、さまざまな職場に中学生が訪問し、これからの将来、また進路等、社会のそれぞれの職業等について学ぶ貴重な機会となっている。そういったものについて、資料にまとめて報告をさせていただく。

委員長

よろしくお願ひする。  
ほかの方はよろしいか。

安藏委員

この職場体験をするに当たって、どの職業に入っていくかということは、どのような形態でかかっているのか。生徒それぞれの自由な意思のもとに職場を決めて体験をしているのか、学校が指定してそこに行くような形で体験をしているのか、その辺はどういう状況でやっているのか。

教育指導課長

職場体験については毎年行われていて、前年度の訪問先の実績、また、生徒の希望等、そうしたものも含めて、職場体験先を見つけているところである。生徒が個人的に探しにくるということもあるが、主にはやはり学校のほうである程度、これまでの実績等を踏まえて、職場体験先を生徒に紹介し、その中で生徒が職場体験先を選んでいくという学校が多い。

委員長

よろしいか、安藏委員。今、お答えはそれでよろしいか。

安藏委員

もう1点。そうすると、なかなか体験先が見つからないという状況もあるのではないかと思うが、ある意味では行き先がなかなか見つからないために、そういうところをあてがうということはあるのか。

教育指導課長

訪問先の選択、見つけ方等については、またこちら各学校、情報収集して、資料としてまとめて提出をさせていただく。

委員長

資料を出していただいた上でまた話を進めたいと思う。本日はこの辺にしたいと思うが、長島委員、何か資料請求あるか。

長島委員

同じであるが、この地域を外から見た意見のように思われるので、実際にどういう職場体験が行われて、もちろん自衛隊という職業も職業に変わらないので、自衛隊の職場体験の実態がもう少しわかるような資料をいただきたい。

委員長

よろしいか。

では、資料が出されたところでまた話を進めたいと思うが、本日は資料要求ということで話は終わりにし、この件に関しては「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただく。

- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成25年陳情第8号「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書。

この陳情については、追加の署名が提出された。事務局より願います。

事務局

10月9日に151名分の追加の署名をお受けした。現在、1,322名になっている。以上である。

委員長

この陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本の見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。このほか継続審議中の陳情7件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立学校の教育課程の在り方について。

この協議案件については、本日資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

## 資料に基づき説明

委員長

前回の教育委員会でお話のあった資料について、ご説明いただいた。この協議案件については、これまでの協議の内容を踏まえ、本日の教育委員会にて方向づけができればと思う。

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

長島委員

資料3の委員構成のところであるが、前回も少し、触れさせていただいたのだが、検証委員会の中でも保護者にアンケートをとっているということもあるので、保護者の方の参加がやはりあったほうが好ましいのではないかなと思う。意見を吸い上げたりする意味でも、小学校と中学校のPTA連合会の会長さんをせめて入れていただければ、より意見が出るのではないかなと思った。いかがか。

教育長

私どもとしては、この準備委員会では、資料にあったような教育課程の編成にかかわる部分だとか、実際に教員がどういうふうに通学三学期制をベースにして、自分たちの子供たちに対する授業のあり方や、教育課程の持ち方、行事の持ち方など、あるいは、場合によっては、通知表の回数が増えるものだから、それに向けての技術的な問題をどうクリアするか等、意外と実務的な検討が主になるということで、委員構成をある程度学校関係者と教育委員会事務局の幹部職員に限った構成にして、今日お示しをさせていただきました。

今、長島委員からご意見をいただいて見たところ、検討事項のA、イ、ウのイに、三学期制の移行に向けた周知についてというものも項目としてあって、今、私が申し上げたように、実務的な検討もさることながら、もし三学期制に移行するとなると、やはり子供たちや保護者の皆さん方にどうやってそれをきちんと説明していくのかと。混乱なく新しい三学期制を開始するためには、やはり保護者の皆さん方にどうやって具体的に、あるいはよく内容を理解していただいた上でご納得いただくというプロセスがどうしても必要だと思うので、事務局としてはこういう形で委員構成をお示ししたけれども、皆さんのご賛同をいただけるのであれば、PTAの代表の方に入っていたいただければよいと改めて感じたので、また皆さんのご意見をお聞きしたい。

委員長

ほかの委員の方、いかがか、今の件に関して。

安藏委員

よいと思う。

委員長

P T Aの代表の方に入っていた方向でよろしいということか。

#### 安藏委員

指導計画というか、その内容に関してはなかなかP T Aでははかり知れない部分はあるが、今、教育長が話されたとおり、移行の周知ということに関してはやはり入っていたほうがよいと、私もそれは感じたので。

#### 外松委員

私も同様である。三学期制から二学期制に移行するときも入っていて、いろいろなご意見をいただいているわけだから、教育長がおっしゃったように、周知等に向けて、また、ほかのことでまた違った視点でのご意見もあるかもしれないし、保護者の代表の方々に入っていただくのがよいと思う。

#### 委員長

私も、新たな三学期制とは一体どういうことかという意味で、一学期、二学期、三学期の学びの段階というものを打ち出していく以上、やはり受け手側の、保護者の方々にも十分理解していただく必要があると思う。やはりこの話し合いの中に保護者代表の方に参加していただくことは、それに大変効果があるのではないかと私も思うので、皆さんと同じように、準備委員会の中に構成メンバーとしてP T Aの代表の方に入っていただくことに賛成である。

そうすると、全員がその方向でということであるので、ぜひ入れていただきたいと思う。事務局のほう、よろしくお願ひしたいと思う。

#### 教育指導課長

委員の構成については、今ご意見をいただいたので、やはり三学期制の導入をすることに当たっても、児童・生徒、また、保護者に混乱を来さないように、保護者の代表の方に委員に入っていただくこととしたいと考える。

#### 委員長

よろしくお願ひする。

ほかに、資料を3つ一遍にやることになるので、1つずつ行きたいと思うが、よろしいか。

資料の1に関して、何かご質問、ご意見があったら、お願ひする。

#### 外松委員

学力補充教室等の実施についてご報告いただきありがとうございます。小学校の夏季学力補充教室であるが、対象者や実施方法等は、各校それぞれの考え方で行っているのだと思うが、小学校、区内で未実施校が4校あるが、この4校が実施していない学校の方針というか、そういう考え方をもし把握されていたら、お聞かせいただきたい。



教育指導課長

未実施校については、夏季休業期間中には実施していないが、日ごろの教育活動の中で子供たちへのきめ細やかな指導や、また、補充学習等を実施しているということで、この時期には実施していないということである。

外松委員

わかった。

教育長

下の、面談をやっていない学校があるのだが、これは少し解せないのだが、本当にそうなのか。やっていないのか。どうなのか。

教育指導課長

未実施校については、個人面談等を行わず、保護者会等を実施して、その中で保護者から特に個別に面談したい、相談したいということについては応じているという状況である。

委員長

この面談というのは年間を通してのことではなくて、夏季休業中の近辺での話を取り上げているのか。

教育指導課長

これは夏季休業前の段階での面談の実施状況であって、年間を通してということではなく、この時期に限ってということである。

委員長

何らかの時期に面談は行われているだろうと推測できるのだが、そこは.....。

教育指導課長

各学校では、保護者会だけではなく、小学校でも面談を必ず年間を通して1回以上は行っている。

外松委員

本当にどうなのかと思っているのだが、1番と2番の未実施校が重なっているということはあるか。少し気になった。

委員長

未実施校が重なるかどうかということだが。

教育指導課長

後でまたその学校の状況については報告をさせていただく。

#### 委員長

わかった。ちょうど数値が近いものだから、そういうふうに見えるということであるが、その件は後ほどということ。

#### 教育長

他の時期でやっているからということだと思っている。全くやっていないということではないと思う。ただ、やはり残念なのは、二学期制を導入したときに、夏休みの過ごし方をどうするかというのが非常に大きなポイントだった。だから、逆に二学期制を導入したときに、夏休みの過ごし方として、1つは学びの連続性といって、夏休み前までに学習したことをちゃんと夏休み中に定着させるということで、夏季補充教室を、教育委員会が非常勤職員を投入してつくったわけだから、これは二学期制の趣旨からすると、当然全学校で導入してほしかったというのが1つ。

それから、当然、二学期制を導入することによって、終業式がなくなって、若干教員にもゆとりが出る。そういう中で、その時間は子供たちと向き合い、あるいは3者面談をしっかりとやって、保護者との話し合いに充ててもらいたいということで実は二学期制を導入したものだから、当初はやっていたのかもしれないけれど、今現在、やっていない学校も幾つかあるというのは、非常に残念なところである。ただ、当然学校側に言わせれば、全体の、1年間の学年を通して、必要なときに必ずやっているということなのだろうが、そういう二学期制の趣旨からすると、残念なところだと思っている。

いずれにしても、三学期制をどうするかという結論を出す前に先走って申しわけないのだが、仮に新しい三学期制にするのであれば、やはりこのところも充実をさせていくというのが私は必要なことだと思っている。二学期制でできて、新しい三学期制ではできなかったというのでは、新しい三学期制の意義というのは、そういう意味ではなくなってしまうので、むしろ新しい三学期制では全校が夏季休業期間中に夏季学力補充教室を実施する、そしてまた、夏季休業前あるいは夏季休業中に3者面談を含めた、しっかりと子供たちあるいは保護者との向き合いを行うということをぜひやってもらいたいと思っている。そういう意見だけ申し上げさせていただく。

#### 教育振興部長

今、教育長からもお話があったが、やはり二学期制を導入したときの目的ないし趣旨というものがあるから、この該当校については、やはりそれなりの、学校運営の中で対応していると思うので、その実態がどういうことなのか確認を改めて個別にさせていただきたいと思う。

それから、学力補充教室をやることかいいのかわかるとは別個にして、未実施校の4校についても、やらない理由が、学力が足りてしまって改めてやる必要がないのか、またはこういう事情でうちの学校はやらなくてもいいと考えているのか、または面談をやる学校と学力補充教室の未実施校がどのように重なるのか、それらも含めてもう少し丁寧に実態を調べた上でご報告させていただきたいと思う。いずれにしても、二学期制の中

で、各学校、未実施校についても一定の対応をしていると思うので、その辺の状況について改めてご報告させていただければと思う。

委員長

それでは、未実施校についての理由を当該校からよくお聞きして、また話し合いをしていきたいということによろしいか。

それでは、資料1に関しては以上でよろしいか。

それでは、資料2に関してご意見やご質問があったら、お願いします。

長島委員

4行政というか4市、取り上げられているのだが、取り上げられたほかにもあるということなのだが、この4つを取り上げられた理由は、

教育指導課長

事務局のほうで調べたところ、近年、ここ一、二年、三学期制へ移行した自治体は、主に全市的に行ったというのは8市あって、その中で今回4市を報告させていただいた。

この4つの自治体については、まず、所沢市については、練馬区に非常に近い地理上の位置関係にあるということで、挙げさせていただいた。

金沢市については、三学期制の内容が明確であり、二学期制の成果を生かしたという点で、練馬区の教育課程検証委員会の答申、こちらにある内容と非常に合致した内容だったということが挙げられる。

宜野湾市については、金沢市と同様に、やはり各学期の目標を明確にして示されているということがあって、取り上げさせていただいた。

倉敷市については、二学期制の実施期間が8年間と非常に短い中で三学期制に移行した。その三学期制の移行の状況が、短い期間でも練馬区と同様に検討委員会、検証委員会を立ち上げて、三学期制が望ましいという検証の過程が練馬区と非常に似ていたものだから、取り上げさせていただいた。

以上になる。

委員長

よくわかった。

ほかにご意見、ご質問はあるか。

それでは、私が1点申し上げたいと思う。今4つの自治体選ばれた理由を聞いて大体わかったのだが、二学期制の課題と成果が練馬区と同じようなものが挙げられているということを感じた。金沢市の1番では、課題に、評価のスパンが長い、それから、学期前後の切りかえの意識を持ちにくい、節目として実感しにくい、それから、宜野湾市のところでは、中学校は定期考査の回数が減り考査範囲が広がる、夏休み前に通知表がもらえない、考査の回数が減ると学習意欲の低下につながる、倉敷のところでは、やはり区切りがつけにくかったとか、一番のところの、中学校の部活動の対外試合の日程が二学期制の区切りに合わなかったというような具体的な項目が、練馬で挙げられたも

のにもかなり共通になるものがたくさんあるという印象を受けた。

それから、先ほど課長がお話しされたように、倉敷市の移行への手続の仕方が本当に練馬の形と似ていて、大変丁寧に慎重にやられているなどを受けた。練馬の場合でも、保護者や地域の方々、それから教職員の意識調査をもとに、学識経験者、それから教職員、そして地域の方や保護者の方を含めた中の検討委員会の答申を受けて、教育委員会でも3月からずっと8カ月にわたり協議を続けているという点では、この中でも特に練馬は慎重にこの件に対応し、協議を続けてきたなという印象を持った。これは感想である。

ほかの方、ご意見やご質問はないか。

それでは、資料3についてご意見やご質問を伺いたいと思う。

では、これも私から意見を言わせていただきたいと思う。学びの段階を設定することに関してだが、それは大変よいことだと思う。それから、学びの段階のイメージも大変わかりやすく、大変よいと思う。以前の三学期制でも、各教師は個々に基礎、向上、充実、三学期はまとめの時期というようなことで、個々人では多分意識してそのような指導に当たっていたかと思うのだが、新たな三学期制ということで、学校全体や練馬区全体で教師全員がこのような意識を持って指導することは、子供たちの意識の変化にも必ず通ずるものがあるだろうというふうに、効果が期待できるのではないかと思う。この学びの段階というのは大変大切な視点だと思う。

ただ、学びの段階のイメージというところで、一学期が「ホップ」、二学期が「ステップ」、三学期が「ジャンプ」という、これは仮称ということであるが、これもイメージしやすいということと、印象的な言葉であるということ、これも結構かと思うが、やはり一学期は基礎段階、それから二学期は向上段階、三学期は充実の段階という言葉もあわせて残しておきたいと感じる。やはり説明をするときに、その言葉があったほうが、より理解していただけるだろうと思う。

それで、三学期、「ジャンプ」のところの学習面と、生活面に具体的なことが書かれているが、学習面では学習の総仕上げ、それから生活面では成長の自覚ということで終わっているが、三学期というのはまとめの時期であると同時に、次の学年、次の学校、進級、それから進学への意欲をどう持たせるかということ、各学校は現にやっているとあるので、そこにはぜひ進級や進学への期待を持たせたり、目標を持たせるということを書き込んだほうがいいかと思う。今年度、小学校の教科書の採択があったが、各社の教科書とも、中学校へ向けてとか、それから次学年に向けてということ、かなりのページ数を割いてやっている、それは大変大切なところであろうかと思うので、ここのところを加えていただきたいと思う。

以上である。

## 教育長

今、委員長がおっしゃったとおりだと思うので、準備委員会でもその辺はしっかりと、この中身を詰めていただき、具体的な形で教職員の意識づけを持っていく必要があると、大いに準備委員会で議論してもらって、実効あるものにしていただきたいと思っている。

それから、私としては、新しい三学期制に移行すべきだという考え方に立って話をさせていただくが、いつの段階で移行するかという話がここには書いていないわけである。

一応スケジュールを見ると、準備委員会は来年7月で検討結果のまとめというスケジュールリングになっている。このまとめの時期を考えると、28年4月に新しい三学期制に移行というものを、可能であるならば、私はその時期を設定して、準備委員会の中で議論を尽くしてもらいたい。ある程度めどがないと困るかと思うので、めどを、28年4月に移行するということを念頭に置いて、27年7月に向けた検討を、密度を高めていただきたいと思っているので、これは私の意見として申し上げさせていただきたい。

委員長

資料3番の裏側のページに関するところで今ご意見をいただいたかと思うが、先ほどは委員構成のところでは長島委員からのご提案で1つ追加させていただいた。今、教育長のほうからは、今後の予定というところの話に進んでいるかと思うが、その前に何かこのページのところであったら、先に伺ってから行きたいと思う。準備委員会の設置ということはご了承いただくということによろしいか。構成メンバーもこういう人という……。

外松委員

三学期制に行くかどうかの意見はもうよいのか。

教育長

いや、それもやはり聞きたい。

委員長

そうである。それはもう当然だと思う。

外松委員

今まで中学校、小学校それぞれ二学期制で学んできているわけであるが、ここで何回かずと話し合いをさせていただいて、学んでいる子供たちにとって、二学期制というのはどうだったのだろうかというふうに考えた。学んでいくには、何よりも子供たちの意欲が高まるのがとても大切なので、現在は二学期制のよさも非常にあって、私もその辺は意見を言わせていただいていたが、現実問題、学期の区切りがわずか数日であるという現実があるわけである。そういう中で、子供たちが二学期の始業式で校長先生からお話いただいて、新しい気持ちで、「よし、二学期頑張ろう」とって、そういうふうに気持ちが切りかわって、希望に燃えてではないが、一学期だめだったところは二学期頑張ろうって、そんなふうに思っているのか、少しその辺が気がかりでした。現場の先生方のご尽力で非常に学習活動が充実して、学力の向上も図られてきているというふうに私は見てとっているが、子供たちの各学期に取り組む気持ちというか意欲を考えると、やはり日本には四季がはっきりとあるので、四季に応じた、区切りの明快な三学期制のほうが子供たちの学期ごとの気持ちが切りかわって、頑張ろうって、三学期だったら冬休みがあって、お正月を越えて三学期がスタートするわけだから、そのほうがよいのかと考えている。

委員長

ほかの方はいかがか。

話がちょっと前後しているが、新たな三学期制へ移行するという方向でよいか、それともまたはほかの考えであるか、各委員におっしゃっていただけると、話が進めやすくなると思うので、よろしく願います。外松委員の意見は、新たな三学期制へ移行でよいのではないかというご意見であった。

安藏委員

前回は私も新しい三学期制ということで、賛成の意向で話させていただいたが、総合的にいろいろな面で見ると、やはりこの時期に三学期制に移るのが適正ではないかということを感じている。私の意見としては、二学期制を踏まえた上でのさらに充実した三学期制に戻して、検討委員会にお願いしたいという思いである。

長島委員

こういう資料が上がってきていることも踏まえて、三学期制でまた進んでいくのも一つの、子供たちにとってももともと夏休みや各休みが、区切りがあるというのは非常に大事なことだと思うので、よろしいのではないかと思う。

ただ、資料3の、少し気になったのが(2)番の教師の指導のところ、各教科の学習内容はこれまでと変わることはないということで、捉え方としては、内容は変わらないということだとは思いますが、ある程度段階を意識していくと、伝え方としては大分変わってくると思うので、その辺も何か考慮していただければと思った。

委員長

私も、今までの話し合いの中で、意識調査の結果で大変尊重しなければいけないということと、それから、今後、小中一貫教育がますます推進されていこうということ、小・中別という方向はとりにくいということを考えていったときに、やはりどちらを選ぶかとなると、新たな三学期制という方向を選ぶことになるということで、結論としてはこの案に賛成していきたいと思った。

なお、成果と課題については先ほど申し上げたし、他の自治体と同じように、どこでも同じような課題が出てきているということも事実なので、新たなものを構築していくという方向に賛成したいと思う。

結論として、皆様のご意見、そろって新たな三学期制に移行するというので、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただきたいと思う。

先ほど教育長からも、いつごろまでというお話があった。以前の協議の中でも、導入のときにはモデル校を指定して、という形をとったが、今回はそのような形をとるとしたらもう少し期間がかかると思うが、そういうことがもし必要ないということであれば、この流れからいうと、28年度を目途ということも可能かと思うが、その辺のことについてのご意見があったらお願いしたいと思う。

外松委員

近年採用された若手の先生方は、指導するに当たっての三学期制というのは経験されていないわけであるが、その他の先生方は三学期制の指導というのは経験されて、もちろん新たな三学期制だから、従前とは違って来るが、おおよそどういふ流れになるのかというのは、十分に経験済みでいらっしゃる。それなので、私は、中学校の特に3年生の進学問題も、現状の調査からの訴えなどを考えると、より早く実施したほうが中学生のためにはいいのではないかと思うので、先ほど教育長がおっしゃった平成28年4月1日から実施というのでよろしいのではないかと思う。

委員長

ほかの方はいかがか。

安藏委員

三学期制に移行するのと、過去二学期制にするときは、試行的に行うという感じとは少し違うと思う。だから、そういった意味では、今回移行するということが決定したので、同一時期に移られていいのではないかと思った。

委員長

長島委員、いかがか。

長島委員

できるだけ早く移行していったほうがいいと思う。事務的なものとかシステマ的なものが間に合う範囲で早いほうがいいのではないかと思う。

委員長

一応28年度ということによろしいか。

長島委員

はい。間に合うのであれば。

委員長

皆さんと同様、私も、28年度を目途にということによいと思う。

ただ、(2)のところの検討事項ということで、アで、「二学期制の成果を継承した新たな三学期制の在り方について」検討するとあるが、理念的なもの、概念だけではなくて、

より具体的に、例えば先ほどの夏季補充教室、あのようなものが1つの成果として捉えるとするように、具体例をなるべく取り上げて示していただいたほうがよいかと思う。期間もそんなでないことだと思うので、ぜひ準備委員会の中ではその辺もお願いしたいと思った。

それから、ウのところの「校務支援システムのシステム変更について」ということは、区の教育委員会が新たな三学期制に向けて直接的に取り組むことだと思うのだが、また、学校を支援していくという、倉敷市のところに教育委員会の立場からのことも書かれていたのを、私はとてもそれも大事な視点だと思うので、ぜひ準備委員会の中でもその辺についても検討していただけるとありがたいと思う。

教育長

特に小学校の先生方が、今回、そのままよいではないかというご意見が多かったということを見ると、三学期制になって、不安感が増すということはやはりある程度は当然やむを得ないにしても、今、小中一貫教育を推進しているし、また、幼・保・小の連携という事業も行っている。そういう意味では、小学校の先生たち、それでなくてもいろいろと忙しいわけであって、ぜひ準備委員会の中で、小学校の教員の負担感を減らすためにどうやったらできるかという工夫をぜひ取り上げて、そこに意を用いていただければありがたいと思っている。

委員長

具体的に言っていただいてありがとう。

ほかにご意見はあるか。

それでは、練馬区立学校の教育課程の在り方についてであるが、これまでの各委員の協議により、平成28年度を目途として、新たな三学期制を導入する方向に行きたいということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

ご賛同いただいた。

それでは、学期制については新たな三学期制を導入することとし、準備委員会の中で三学期制の在り方について検討いただき、その結果を今後ご報告いただくようお願いしたいと思う。

また、土曜授業の在り方については、第13回定例会にて、現行の年8回を継続することを決定している。ご了解いただきたいと思う。

以上をもって、この協議案件については終わりとする。

協議(2) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕



委員長

次の協議案件である。  
協議(2)平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。  
この協議案件については、本日資料が提出されているので、説明をお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。また、追加の資料要求などもあれば、よろしく願います。

長島委員

この資料を見て、特に の連携をやっていて、土曜も長期もやっている場合が一番気になるのだが、どういった方が運営されているか、もしお調べいただければ。  
また、放課後子ども教室も、現在練馬区だと、地域の地域の方がやっていると思うが、地域の方がやる場合は、土曜や長期は非常に難しいと思う。ほかの区で長期や土曜日にゆったりしているところも、どなたがかかわっているのかというのが、非常に今後考えていく上では重要なのではないかなと思ったので、教えていただければと思う。

委員長

長島委員の質問に追加して、放課後子ども教室と放課後児童クラブの違い、運営主体が違うのかと思うが、もう一度そこを教えていただいた上で、今のご質問とあわせてお答えいただきたいと思う。

外松委員

番は の連携・一体化事業だが、この連携・一体化事業について、長島委員の質問と重なるかもしれないが、もう少し具体的に教えていただきたい。特に他区で実施している状況も、どういうところが携わっていて、どんな感じなのか。そして、一体化していく事業だと、例えば学童クラブがその区の職員だったような場合に、そういう、そこで働く人たちがどういうふうになっていくのか等、わかる範囲で結構なのだが、今すぐではなくて全く構わないので、一体化事業のもう少し細かいイメージが知りたいと思うわけであるが。

委員長

それでは、 、 、 についてのご説明をお願いしたいと思う。

子育て支援課長

、 、 については、前回、練馬区の学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業の内容をご紹介させていただいた。基本的にはこれと同様の内容になるかと思っている。

放課後子ども教室については、文部科学省の要綱に基づいた事業であって、基本的には、保育というよりも見守りを中心に、さまざまなプログラムを提供しながら見守ることが中心になってくると思っている。

の放課後児童クラブについては、区の学童クラブ事業であるが、児童福祉法に基づいた放課後児童健全育成事業ということで、いわゆる学童保育、預かって保育をするというところがメインになるところである。

の連携・一体化事業については、なかなか一括りは難しい部分があると思うが、いわゆる練馬区という学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業を一つの事業として展開をしていて、区によっては、それぞれ部屋があって相互に行き来をしたり、まさに部屋の区別がなく一体でやっているというようなところもあったり、さまざまである。大体学童登録があるところについては、基本的におやつを提供するというようなこともあるので、おやつの時間になれば、その学童登録の子たちだけが集まっておやつをとるというようなこともするところである。最近出てきている学童機能をなくしたところについては、基本的には5時までみんな一緒に遊んでいて、5時以降長時間の預かりが必要だったりおやつが必要な子は、そういうところでおやつをとるというようなことで、事業形態がだんだんそちらのほうにもシフトしてきているかなとは感じるところである。

それから、運営主体であるが、そこまで全部つぶさに、大変恐縮である、また調べていないので、また次回のときに、そこをきちんと整理をし直して、ご説明したいと思うが、幾つかわかっている範囲でお答えをすると、8番の江東、それから9番の品川、それから19番の板橋の の連携・一体化事業については、基本的には事業者運営委託をしているというふうにお聞きしているところである。3番の港もそうである。基本的には事業者運営委託をしているところである。それから、12番の世田谷、それから16番の豊島、23番の江戸川については、委託はしていないが、非常勤を活用したり、地域の方々のご協力をいただいて運営しているところである。

では、区の役割は、区の職員はということであるが、もともとこういう自治体においても、学童クラブを直営でやっていて、学童クラブの職員というのが区でいたわけである。そういう方々がいわゆるコーディネーター的な役割を果たして、その現場の指導とか、学校と事業の調整とか、そんなことで役割を果たしているところである。

十分調査し切れていない部分があるので、そのところはまた調査をかせかせてもらって、次回整理をして、出させていただければと思う。

#### 長島委員

聞いたところ渋谷は完全な民間委託だそうである。

待機児童というか、学童の場合は特にだが、入れない場合があると思う。渋谷の場合は、全員学校にいられるというような形をとって、たしか品川も、私の知人がいて、ずっと見てくれているので気兼ねなく働けるという話をしていたことがあるので、その辺、要は漏れている人がいるのか、その辺ももしわかればお願いしたいと思う。

#### 子育て支援課長

そのところも調査が不足していて大変恐縮である。今、長島委員のおっしゃるとおり、連携・一体化事業にしたところは、ほとんどが定員をなくしている。そのかわり、人が多くなるわけだから、学校の教室等を活用して広い場所を提供し、必要な指導員を配置して受けていると聞いているところである。一体化ではないところについては、やはり学童クラブであれば、待機児童が出ていると聞いているところである。いずれにしても、またそのところも、定員設定があるかないかについては整理をして、ご報告したいと思う。

委員長

一応、形態が3つに分かれているが、内容がかなりまちまちな部分があるかと思うので、また後ほど資料が出るということなので、よろしくお願ひしたいと思う。  
ほかにご意見、ご質問、資料要求等があったら、お願ひする。よろしいか。  
それでは、各委員からいろいろご意見をいただいたが、本日の審議はここまでとして、次回以降も審議を継続したいと思う。

(1) 教育長報告

平成26年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について  
平成27年度学校用務業務民間委託について  
教育委員会所管施設における Dengue 熱への対応について  
東京都石神井学園における特別支援学級の設置について  
平成27年度学校給食調理業務民間委託について  
平成26年度「練馬子ども議会」の開催結果について  
その他  
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
区立学校の教育活動を妨害する書き込みへの対応について  
その他

委員長

次に教育長報告である。

教育長

今日は、前回からの積み残しがあり、7件報告いたします。

委員長

それでは、報告の1番についてお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見やご質問をお願いします。

#### 外松委員

感想になるが、多くの議員の方から、子供の貧困問題と対策等についていろいろのご意見をいただいている。本当に、そういう子供たちへの支援の拡大というのが非常に必要なことで、貧困の連鎖を防止して、子供たちに未来を与えていかなければいけないので、教育を受けて学んでいくことが、今後の子供の人生を切り開いていく土台になることは間違いがないことなので、そのことは本当にしっかりと支援していかなければいけないことだと思った。

#### 委員長

ほかにご意見、ご質問、よろしいか。

ここに直接関係はないのだが、保育所待機児童ゼロについて、今練馬を挙げて推進しているところだと思うが、先般のニュースでも、練馬区でも苦情が出ている。つまり、保育所をつくることによって、近隣の住民の方々が騒音とかその他、保護者の方の自転車のマナーがどうこうというようなことで苦情が上がっているということだそうだが、練馬の実態がどのようになっているか、もしここで言えることがあったら、教えていただけたらと思う。

#### 保育計画調整課長

認可保育所をつくる際に、事業者から提案があった土地を職員が見に行く。土地の大きさとか形、周辺の環境、また、住宅との隣接状況を確認していく。設計に入る段階においても、園舎と園庭をどういう形でどういう向きにつくればよりトラブルが起りにくいかということも考慮しながら、現在整備を進めているところである。ただ、過去につくった私立の認可保育所において、近隣の方とのトラブルでなかなか折り合いがつかず、現在訴訟になっているケースが1件ある。

#### こども家庭部長

2つある。まず、既に運営がされている保育園、それから、これから着手してつくっていくという保育園、2つのパターンがある。ただいまの保育計画調整課長の発言は、つくる場合、つくるときにできる限りご近所にご迷惑をおかけしないようにという形で設置をしていく。園庭の場所、それから、いろいろな、給食設備の、バットをどこに出すか、プールの設置場所だとか、さまざまなことをまずハード面で整備をする。地元の方のご理解をいただきながら運営していく。また、一方で、既存の園については、近所の方々との円満な関係を、園長を中心として構築していく。これは幼稚園も同様である。

いずれにしても、私どもとしては、できる限りそのようなソフト面、ハード面を絡めて、ご近所の方にはぜひご理解をいただくように考えているところである。どうしてもご自身のお子さんとかお孫さんとなかなか疎遠になってくるようなことになると、今のようないいことが出てくる場所である。東京都においては、今後、条例化を近々にすると聞いているが、その関係の条例の整備に当たり、0歳から6歳までの子供のいる施設に

については、その規制の対象外にするような検討がされていると言っている。  
以上である。

委員長

住民の理解を十分得るような働きを今もしているということであるが、ぜひ今後とも  
よろしくお願ひしたいと思う。

ほかの方、ご意見、ご質問はあるか。特にないということで、次に行ってよろしいか。  
それでは、報告の2番についてお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。特にないということによろしければ、次に行く。  
それでは、報告の3番についてお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

委員長

蚊の発生のピークはややもう過ぎたかなと思うが、大切なことだと思うので、周知を  
よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、次の報告の4番についてお願ひする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

外松委員

今お話があったのは、石神井学園の中に、都内の児童養護施設からその区域の学校に  
通うことが困難な子を石神井学園で預かるということで養育して、なおかつ石神井学園  
の中に、練馬区立上石神井北小学校特別支援学級をその中に設置するということである。

現在、上石北には特別支援学級があるが、そうすると、石神井学園の中にある、今回  
新たにつくろうとしている支援学級は、別の教員の方がそこを担当していくと、具体的  
にはそうなるのか。それで、もとの親学級ではないが、上石北小の特別支援の先生方と

か、校長先生とかと連携を深めていくとか、実際問題はどんなふうになるのか。こういう名前がついているのだが。

#### 学務課長

どういふ運営をするかというところはあるのだが、石神井学園内に設置する学級については管理監督者が必要ということで、副校長を1名、それから教員を3名配置するというところは決まっている。こちらはモデル事業で、東京都の事業ということになるので、練馬区の特別支援学級の運営とは切り離れた形で事業を進めるということは確認をしている。だが、上石神井北小学校の校長の、監督下に教員は入るところはある。実質的には石神井学園内の学級1個として運営がなされるというふうを考えているところである。

#### 教育振興部長

これの職員体制の東京都の案を見ると、12人の子供を持つため、生活面でケースワーカーを8人、ソーシャルワーカーを1人、24時間体制になるので寮と教室になるのだが、医療部門では、非常勤の精神科医1人、心理士2人、看護師1人、教育部門でいえば、学務課長が言ったように、副校長1人、教員3人ということで、ここだけの単独施設としてやりたいという東京都の意向である。私ども、現在、副籍制度など、身障学級と普通学級の交流はあるのだが、それらは一切考えていないということである。

東京都がそれをやりたいとすれば、どの子が来るかも私どもは確認できない可能性がある。個人情報とか、児童相談センターを通してここの石神井学園に来るので、名前やそれぞれの子供の状況がどこまでつかめるかという問題もある。そういう意味で、私ども、福祉・医療連携については東京都が石神井学園の中に単独で学級を開いて実施したほうがよいのではないかとということで再三申し上げたのだが、東京都のほうは、学校教育法で小学校を設置できるのは区市町村に限られるのだから、何しろ練馬区で小学校としての学級を設置してほしいという話があった。ただ、実質は東京都がやるのだが、小学校教育を受けるためには、練馬区が、ある意味では、言葉は悪いのだが、名義貸してはないが、学級として設置してほしい。そうすれば、中身については私たちが責任を持ってやると。お金も持つというような話で、今まで交渉してきた。そういう意味では、極めて特殊だと思う。

ただ、一方、私ども、今、教育課程も東京都と一緒につくっているのだが、上石神井北小の校長先生がここの校長になるので、そういう意味では、ここで何か問題が起これば、上石神井北小の校長がやっぱり最終的な管理者だから、そこでの責任をどうとのかという問題も場合によっては出てくる可能性がある。だから、そういうことも含めて、東京都とこれから詰めないで、上北小の設置校の校長としても、どういふかかわりができるのか、そういうことも含めて十分詰めていきたいと思う。

実際は4月に開設をして、始まるのは秋以降と聞いているので。

#### こども家庭部長

この児童福祉施設は0歳から18歳未満のお子さんがこのような記載にある理由で入

所をされている。通常であれば、その近隣の幼稚園や小中学校、高校にお通いになって卒業されて、18歳になったら、ある意味では退寮するというようなことが原則である。

ただ、今回の場合については、非常に重篤な情緒・行動上の問題があるということで、情緒障害の固定学級は必要だというのが東京都の考えである。その際に、石神井学園の中につくっても、学校教育法上の施設ではないので、6年通っても卒業にはならない。そういうことの関係から、上石神井北小学校を便宜上、原籍校と位置づけて、その学校の生徒という位置づけの中で固定学級として石神井学園があると。そういうような位置づけである。通常の、このような形のケースでなければ、小中学校の近隣のところにお通いいただくというのが原則であるので、よろしく願います。

#### 外松委員

お話を伺って、本当に大変なことだと、そこはわかった。でも、そうすると、実際問題、全て東京都でやるのだが、では、何がネックになっているのか、今の部長のお話を伺っても、それは学校教育法がネックになっているわけである。東京都に、世の中がこのように変化してきて、時代も変わっていく中で、こういう大変な子供たちが現実問題として、その子供たちを何とかしなければならぬわけだから、何かそこに特例というか、そこで結局法律で壁になっているから、上石神井北小の校長先生が責任者にならなければいけないというのは、やっぱり何としても合点がいかないというか、その辺は何とかならないものなのか。まだもう少し間があるので。

#### 教育振興部長

東京都はこれをモデル実施ということで、東京都の中で、ここ1カ所でやる。私どもが東京都に言ったのは、この子供たちが治らなければ、今度中学校はどうするのかという問題のときどう考えるのか。そういうところについては、まだ東京都は考えていない。何しろ、このモデル実施をしたい。虐待を受けて重篤な愛着障害がある子について、ある意味手探りの中で学校教育・医療・福祉連携の中でやっていきたいということなので、まず実施をした上で問題点を整理しながらやっていくしかないのではないというのが今現在である。

#### 外松委員

わかった。本当によくなれば、それこそほかの石神井学園に在籍しているお子さんと同じように、地域の学校に通えるということだって十分可能性としてはあると、それは思う。だから、いろいろなことが、責任だけは校長先生にあるが、中身についてはそういう個人情報等でよくわからない現状も、そういう、ある種いびつな形の責任者ということになるから、どうしてもそこを東京都が譲れないというのであれば、校長先生に負担がかからないということも本当にしっかりとお願いしたいと思う。

#### 委員長

特別支援教育の基本的な理念は、子供のニーズに応じた教育をということで、その発

想からして、こういう教育が必要なのだろうと理解できるが、外松委員がおっしゃったような、現行の法の中であると、大変矛盾を抱えたモデルケースであるということは誰もが感じつつ、行って行って、どうなるかということを実施してみるというお話だと説明を伺って理解した。

ほかにご意見、ご質問がなければ、次に行きたいと思うが、よろしいか。  
それでは、報告の5番について願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお伺いする。  
特になしでよろしいか。  
それでは、報告の6番について願います。

青少年課長

資料に基づき説明

こども家庭部長

補足をさせていただく。子ども議会は平成13年の2001年の幕開け記念事業として、単発の事業として一回やった。その3年後の平成16年から今日に至るまで、11年連続で毎年8月1日に実施をしている。

今回の26年度の子ども議会をやるに当たっては、大幅な見直しを行ったところが2点ある。まず1点目であるが、議会なので今までは常任委員会と本会議、この2つの事業を1つのセットとして行ってきた。常任委員会というのは、区議会の制度に倣って、5つの各所管の委員会をつくり、それで、委員会での審議をして、また本会議をやるという形であった。ところが、常任委員会の所管というのを、50人近いお子さんを約10名ずつの委員会に分けていたのだが、子供さんたちはどちらかという、やはり自分の生活に身近な教育委員会の関係の課題を、グループを選ぶ方々が多い。そういう関係で、どうしても10人の単位を、5つグループをつくらなければいけない、しかもそこの中には各所管委員会の所管の事業でなければいけないということで、子供たちにとってみれば、第2希望、第3希望のところをやむなく所属せざるを得ない状況があったところがある。それが1点。それを、常任委員会を廃止し、そしてジャンルを8つ設けて、そのうち4つは、ここにある、2番の(2)の から については全て教育委員会の案件である。教育委員会の案件を、8グループのうち4つ、それから、その他区政に関する一般的なところについて、ノンジャンルのところを4つ、8グループで、希望ができる限りかなうような形をとったところである。それが1点目である。

それから、この常任委員会をやるに当たっては、どうしても7月の下旬に始めなければいけない関係から、子供たちの活動は6月上旬から開始していた。そうすると、今回7月2日に1回目なので、1カ月前倒して従来からやってきた。子供たちにとっては、



中学生なので、定期考査があり、部活があり、なかなか負担も大きかったと思っている。水曜日の放課後に、夕方参集して、さまざまな学習会を経て行って来たところであるが、子供たちの負担軽減、それから指導時期を遅らせることによって、できる限り夏休みを活用した形というような、それから、先ほど申し上げたようなご希望に沿うようなことにできる限りなればと思って、今回本会議のみに集約し、グループ分けを緩和したところである。

このような形で今年度行ったが、これが最終形というふうには私どもは思っていない。子ども議会という形は、名称は残すにしても、さまざまな形で、また、子供たちができる限り区政に対する意見が出しやすいようなことについて今後とも取り組みをしながら、この子ども議会については事業を行っていきたいと考えている。

以上である。

#### 委員長

ありがとう。

ご意見、ご質問はあるか。

#### 外松委員

感想になるけれども、今部長から説明をいただいて、非常によくいろいろわかった。こちらに挙げられている8つの項目も本当に多岐にわたっていて、子供たちの関心の高さとか、中学生ならではの視点というのもあると思った。また、何回も何回もこの学習会を通して迎えているわけなので、その意欲がまたすばらしいと思った。どんなふうにして人選されているのかというのは、これは後でちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それで、先ほど教育長報告の議会報告のところにも、子ども会議でのことを取り上げていたが、中学生たちが大人の歩行喫煙とか、たばこのポイ捨てとか、啓発活動に自分たちも参加したい、自分たちもやりたいというような意見が出ていたというようなことも取り上げられていて、本当に充実していると思った。

#### こども家庭部長

ただいまの外松委員のお話は、2番の(2)のグループである。ルールを守らない大人がいるので残念だが、僕らも役に立ちたいという、ある意味では素朴な、非常に純真なところだと思っている。

それから、子供たちの選定というか選考であるが、区立学校については、合同校長会において、選出を依頼している。今回については、区議会の議席は56個が最高の数なので、もし各校1人で絞り切れないようなことがあれば、複数名があれば応募してください。ご希望はできる限り考えるようにするというようなことでやってきた。その他私立学校については、区内所在の全私立中学校にお手紙を配布して、それからジュニアリーダーについては青少年委員会を通じて募集をかけたところである。

#### 委員長

よろしいか。

12月の報告書もまた楽しみにしたいと思う。  
それでは報告のその他である。その他の報告をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見やご質問があったら、どうぞお願いしたいと思う。  
そのほかに報告はあるか。

教育指導課長

区立学校の教育活動を妨害する書き込みへの対応ということで、報告をさせていただく。

平成26年9月21日（日曜日）の午前中であるが、練馬区の公式ホームページの意見欄に、区立光和小学校と石神井中学校の運動会開催を妨害する内容の書き込みがあった。本件の事案の概要等については、既に練馬区の公式ホームページにて公表しているところである。

該当した光和小学校については、9月28日（日曜日）に運動会の開催を予定されていたが、子供たちの安全が確保されるまでは実施が困難であるとの判断のもと、教育委員会と学校等が協議をして、延期という取り扱いを行った。石神井中学校については、今年度の運動会は既に5月に終了しているところである。

現在、教育委員会では、光和小学校、石神井中学校とともに、警察署と連携をして対応しているところである。本日現在、警察署からは、捜査中であり、捜査は進んでいるという報告を受けている。区としても、区の民間警備員の配置とか、安全・安心パトロールカーによる巡回、指導主事の派遣、学校教育支援センターからは臨床心理士の派遣、そうしたことで子供の心のケアに当たっているところである。今後についても、子供たち、教職員、保護者が一日も早く心穏やかに学校生活を送ることができるよう、全力で支援していきたいと考えているところである。

報告は以上である。よろしくお願いする。

委員長

各委員のご意見、ご質問があったら、お願いする。

委員長

今、捜査は進んでいるということで、進むと継続とちょっと違うと思うが、少し何かめどが立ってきているのだろうか。

教育指導課長

警察署のほうでは、捜査の状況については進んでいるが、その詳細については発表することはできないということで承っている。

委員長

では、運動会もまだ延期のままであるということであるか。

教育指導課長

運動会については、現在のところ、延期の取り扱いを行っている。

委員長

学校関係者にとっては大変頭が痛い問題、教育委員会ももちろんだが、早く解決することを願っているばかりしかないかなと思う。

ご意見、ご質問等が特になければ終わりにしたいと思うが、よろしいか。

その他の報告はあるか。

特にないようなので、以上で第19回教育委員会定例会を終了する。